

## 国民健康保険料 納入通知書が来たらチェックを

# 特別軽減は郵送で申請できます！



！ マークのついた案内チラシが届いたら、必ず減免されます

保険料納入通知書と一緒に、「！」マークのついた「国民健康保険料の軽減制度のご案内」チラシと「国民健康保険料減免申請書（特別軽減申請用）」が同封されてきた世帯は、申請すれば保険料が減免され、一人2000円必ず保険料が下がります。

特別軽減は、国保加入者の2人に1人が該当しているのに、窓口申請が必要とされ、該当者の3割しか減免されていませんでした。ようやく昨年度、郵送申請が可能になり、減免件数が増え、該当者の4割を大きく超えました。今年も積極的に申請しましょう。

### 今年も郵送で申請できます

送られてきた申請用紙に保険証の記号番号、住所、氏名、電話番号、申請日を記入するだけ。ただし封筒と切手はご自身でご用意ください。宛先は各区役所の保険年金課保険係または支所区民福祉課保険係です。

コロナ対応で混雑を避けるための郵送措置です。いままでどおり窓口でも手続きできます。

## 保険料納付通知書と一緒に同封される案内チラシ

| 令和3年度 国民健康保険料の減免制度のご案内                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                  |                                                  |                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| <p>あなたの世帯は、下記①の「保険料の減額」に該当している世帯です。<br/>お住まいの区の区役所保険年金課保険係または支所区民福祉課保険係に<br/>期限(最後の納付月の末日 例:令和4年3月31日)までに申請していただくことで保険料が軽減されます。<br/>※期限までに申請できない事情がある場合は、期限までに区役所保険年金課保険係または支所区民福祉課保険係にご相談ください。<br/>※令和3年度分の申請が済みの場合は、再度申請する必要はありません。<br/>また、保険料を軽減するため、さまざまな軽減制度を下記のように設けていますのでご確認ください。</p> |                                                                                                                                                  |                                                  |                                                             |
| ★世帯単位で判定する減免制度                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                  |                                                  |                                                             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 減免の要件                                                                                                                                            | 減免される額                                           | 申請に必要なもの                                                    |
| ①特別軽減                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 「保険料の減額(※)」に該当している世帯<br>※「保険料の減額」につきましては裏面をご覧ください                                                                                                | 被保険者1人につき<br>年間2,000円<br>(加入月数により月割あり)           | 保険証                                                         |
| ②2割減免                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 「保険料の減額」が適用されていない世帯で、<br>令和2年中の所得の合計が「66万円+(35万円×被保険者数)」以下の世帯<br>(例) 1人世帯: 66万円+(35万円×1人)=101万円以下                                                | 均等割額の2割                                          | 保険証                                                         |
| ③所得激減                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 以下の条件をすべて満たす世帯<br>・令和2年中の所得が1,000万円以下の世帯<br>・申請月の属する年の見込所得が274万円以下の世帯<br>・申請月の属する年の見込所得が令和2年中の所得の8/10以下に減少する世帯                                   | 所得割額の3割から7割                                      | ・申請月の属する年の世帯全員<br>(障害者手帳・被保険者全員の収入がわかる資料(給与明細、帳簿など)<br>・保険証 |
| ④事業の休止・廃止                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 事業を休止・廃止したことにより、申請月の属する年の見込所得が赤字となる世帯                                                                                                            | 保険料額の7割                                          | ・給与明細、帳簿など<br>・保険証                                          |
| ⑤災害減免                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 災害により、居住する家屋に全壊(全壊)、半壊(半壊)、床上浸水の被害を受けた世帯                                                                                                         | 災害発生日から6か月以内の保険料額の全額または5割                        | ・り災証明書または被災証明書<br>・保険証                                      |
| ★個人単位で判定する減免制度                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                  |                                                  |                                                             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 減免の要件                                                                                                                                            | 減免される額                                           | 申請に必要なもの                                                    |
| ⑥3割減免(障害・ひとり親・寡婦)                                                                                                                                                                                                                                                                            | 令和2年12月31日現在、障害者の方(障害者手帳・愛護手帳の交付を受けている方)またはひとり親・寡婦の方のうち、次のいずれかに該当する方<br>・当該被保険者の令和2年中の所得が135万円以下である<br>・「保険料の減額」のうち、「均等割額の2割の減額」が適用されている世帯に属している | 当該被保険者の均等割額の3割<br>(「均等割額の2割の減額」が適用されている場合は差額の1割) | ・障害者の方は障害がわかるもの(障害者手帳・愛護手帳など)<br>・保険証                       |
| ⑦3割減免(高齢者)                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 令和2年12月31日現在、65歳以上の方のうち、次のいずれかに該当する方<br>・当該被保険者の令和2年中の所得が45万円以下である<br>・「保険料の減額」のうち、「均等割額の2割の減額」が適用されている世帯に属している                                  | 保険証                                              |                                                             |

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対する減免制度については、同封のチラシをご覧ください。

### 国民健康保険料減免申請書(特別軽減申請用)の記入方法のご案内

あなたの世帯は、「保険料の減額」に該当しており、特別軽減(被保険者1人につき年間最大2,000円)の減免を受けることができます。  
特別軽減の減免申請をする場合は、下の図の記入例をご確認いただき、表面の「国民健康保険料減免申請書(特別軽減申請用)」に必要事項をご記入の上、お住まいの区の区役所保険年金課保険係または支所区民福祉課保険係へ提出(郵送可)してください。

○太線の枠内のみご記入ください。

国民健康保険料減免申請書(特別軽減申請用)

被保険者証 記号番号 21 123 XXX 整理番号 令和3年度 申請年度 令和3年7月XX日

住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

お住まいの区 氏名 国保 八郎 電話 (052) 123-XXXX

次のとおり申請します。

減免を受けようとする保険料の年度 令和3年度

※表面の申請書により特別軽減を申請いただければ、「均等割額の2割の減額」が適用されている世帯については、次の①～③のいずれかに該当する被保険者がいる場合、その被保険者の均等割額の3割減免(実際の減免額は2割減額との差額の1割)もあわせて申請できます。

- ①令和2年12月31日現在、65歳以上の被保険者
  - ②令和2年12月31日現在、障害者の方で、障害者手帳・愛護手帳等の交付を受けている被保険者(注)
  - ③令和3年度市県民税につきひとり親控除または寡婦控除の適用を受けている被保険者
- (注) ②の方に係る均等割額の3割減免を郵送で申請される場合は、障害者手帳・愛護手帳など障害がわかるものの写し(その方の氏名・生年月日が記載されたページ)を申請書に同封することが必要です(写しの申請書の同封により、その②の方に係る均等割額の3割減免もあわせて申請しているものと判断します)。  
また、来庁される場合は、これらの手帳等を窓口でご提示ください。

#### 郵送での申請も受け付けています

郵送による場合、申請書の太枠欄に記載のうえ、ご自身でご用意いただいた封筒に封入し、封筒の表面に「減免申請書在中」と記載して、切手を貼ってお住まいの区の区役所保険年金課保険係または支所区民福祉課保険係(所在地は納入通知書に記載)にお送りください。減免が承認された場合、保険料の年額と月割額が変更された納入通知書が届きます。(お届けまで2か月以上かかる場合があります。)

#### 窓口混雑緩和のご協力のお願い

本通知書交付後は、本減免申請のために区役所・支所の窓口が大変混みあいます。

申請には令和2年中の所得の申告が必要です。済ましていない方はすみやかに所得の申告を！



## 所得が激減した方への減免は二つ！

- 所得激減減免 前年所得が1000万円以下で、今年の見込み所得が264万円以下、かつ前年の8割以下に減少する世帯。所得割が3～7割減免に。
- 新型コロナウイルス感染症による収入減の減免 = 前年所得が1000万円以下で、前年比3割以上の減少が見込まれ、かつ収入以外の所得(株の配当など)が400万円以下。保険料の2割から全額減免。